

第5章 給付費等の推計と保険料の算定

介護保険サービス給付費の実績やサービスを必要とする要介護・要支援認定者の動向などを踏まえ、今後において見込まれるサービス量および費用を推計するとともに、第8期計画期間において第1号被保険者が負担することとなる介護保険料を算定します。

1 第7期計画における給付費等の実績

第7期計画期間における介護保険サービス給付費の実績は次のとおりとなっています。平成30年度と令和元年度は実績値、令和2年度は「地域包括ケア『見える化』システム」によって算定した推計値です。

総給付費では、平成30年度に25,239,363千円であったものが、令和2年度には26,441,370千円となる見込みであり、1,202,007千円、4.8%増加しています。

サービス種別ごとでは、看護小規模多機能型居宅介護の伸びが最も大きく、これは、令和元年度に新たに1施設整備されたことによるものです。

一方、短期入所療養介護（老健）が36.3%の減となっていますが、これは、併設の短期入所療養介護10床を老人保健施設に転換したことによるものです。

なお、第7期においては、現役世代並みの所得のあるかたの利用者負担が3割に引き上げられたほか、消費税率の引上げに伴う介護報酬の改定や介護職員の処遇改善を目的とした加算の新設などの制度改正が行われています。

在宅サービス = 訪問介護、通所介護等（居住系サービスおよび施設サービス以外のサービス）

居住系サービス = 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護および地域密着型特定施設入居者生活介護

施設サービス = 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【介護予防】

単位:千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(1)介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	159	232	0
介護予防訪問看護	34,338	37,280	36,944
介護予防訪問リハビリテーション	5,961	5,255	4,531
介護予防居宅療養管理指導	1,958	1,953	2,094
介護予防通所リハビリテーション	88,237	89,648	89,658
介護予防短期入所生活介護	24,520	23,352	13,801
介護予防短期入所療養介護(老健)	1,197	1,239	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	91,104	98,981	104,361
特定介護予防福祉用具購入費	7,511	6,523	5,372
介護予防住宅改修	23,635	19,055	15,010
介護予防特定施設入居者生活介護	112,769	127,565	124,941
(2)地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	73,586	74,487	70,126
介護予防認知症対応型共同生活介護	9,235	9,021	5,387
(3)介護予防支援	74,298	78,536	79,587
合計	548,508	573,127	551,810

【介護】

単位:千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(1)居宅サービス			
訪問介護	1,544,774	1,567,267	1,600,615
訪問入浴介護	94,263	103,020	107,461
訪問看護	378,102	401,937	444,943
訪問リハビリテーション	42,841	43,528	43,672
居宅療養管理指導	55,764	59,111	61,965
通所介護	1,877,314	1,907,465	1,968,382
通所リハビリテーション	581,449	583,012	571,259
短期入所生活介護	4,965,188	5,154,220	5,184,889
短期入所療養介護(老健)	97,856	77,622	63,045
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	628,432	641,118	659,657
特定福祉用具購入費	25,784	22,276	28,994
住宅改修費	37,900	35,953	31,847
特定施設入居者生活介護	1,787,082	1,862,374	1,950,012
(2)地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	46,627	48,585	44,920
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	866,307	893,053	875,806
認知症対応型通所介護	74,406	96,742	104,154
小規模多機能型居宅介護	991,157	1,044,580	1,124,370
認知症対応型共同生活介護	1,090,732	1,101,752	1,093,408
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	348,204	393,427	401,038
看護小規模多機能型居宅介護	40,768	40,152	167,064
(3)施設サービス			
介護老人福祉施設	3,604,589	3,683,154	3,793,815
介護老人保健施設	4,012,788	4,038,515	4,041,759
介護医療院	770	2,196	0
介護療養型医療施設	1,604	0	0
(4)居宅介護支援	1,496,155	1,509,039	1,526,484
合計	24,690,854	25,310,098	25,889,560

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	25,239,363	25,883,225	26,441,370
在宅サービス	14,271,590	14,665,221	15,031,010
居住系サービス	2,999,818	3,100,712	3,173,748
施設サービス	7,967,955	8,117,292	8,236,612

2 今後の給付費等の見込量

介護サービスにかかる給付実績や今後のサービス提供量、要支援・要介護認定者の動向などを踏まえ、今後見込まれるサービス量および費用を推計します。

第8期においては、第1号被保険者および認定者数が引き続き増加すると見込んでおり、特定施設や認知症対応型共同生活介護を計画的に整備する予定としていることから、給付費は、令和3年度 千円、4年度 千円、5年度 千円になると推計しています。

サービス種別ごとでは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や（看護）小規模多機能型居宅介護などの普及を図っていくこととしているほか、短期入所生活介護の介護老人福祉施設への転換も進めることとしています。

次表の数値は、各年度とも「地域包括ケア『見える化』システム」によって算定した推計値です。

給付費＝年間累計の金額

回（日）数＝ひと月当たりの数

人数＝ひと月当たりの利用者数

【介護予防】

単位:各項目の()内

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)					
介護予防訪問看護	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)					
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)					
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)					
	人数(人)					
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)					
	人数(人)					
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)					
	日数(日)					
	人数(人)					
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)					
	日数(日)					
	人数(人)					
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)					
	日数(日)					
	人数(人)					
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)					
	日数(日)					
	人数(人)					
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)					
	人数(人)					
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)					
	人数(人)					
介護予防住宅改修	給付費(千円)					
	人数(人)					
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)					
	人数(人)					
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)					
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)					
	人数(人)					
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)					
	人数(人)					
(3) 介護予防支援						
	給付費(千円)					
	人数(人)					
合計	給付費(千円)					

検討中

【介護】

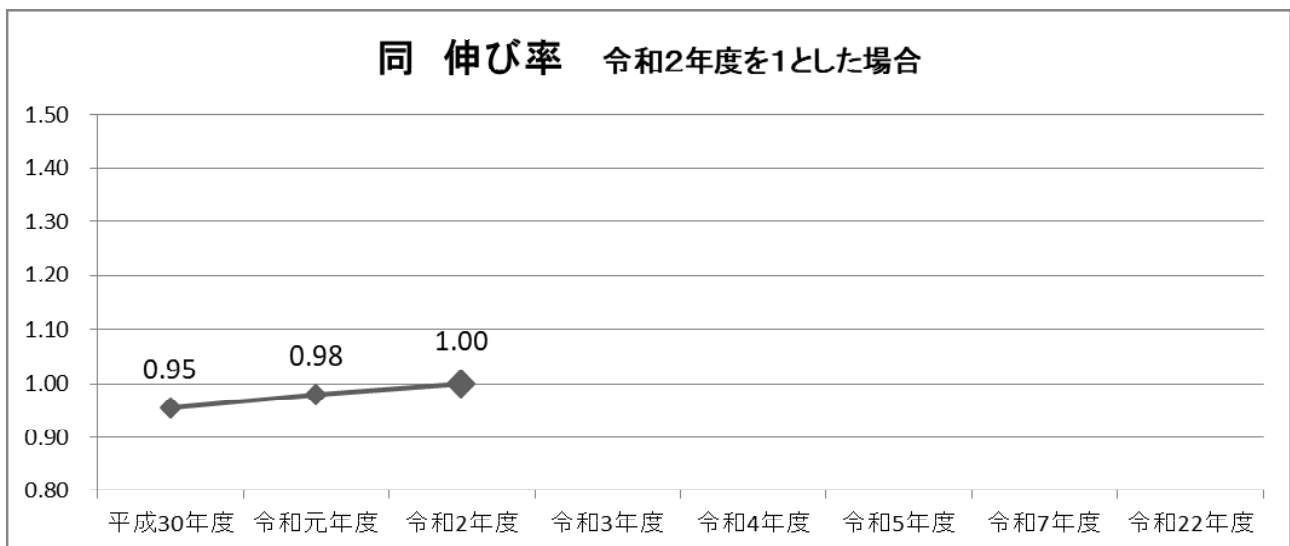
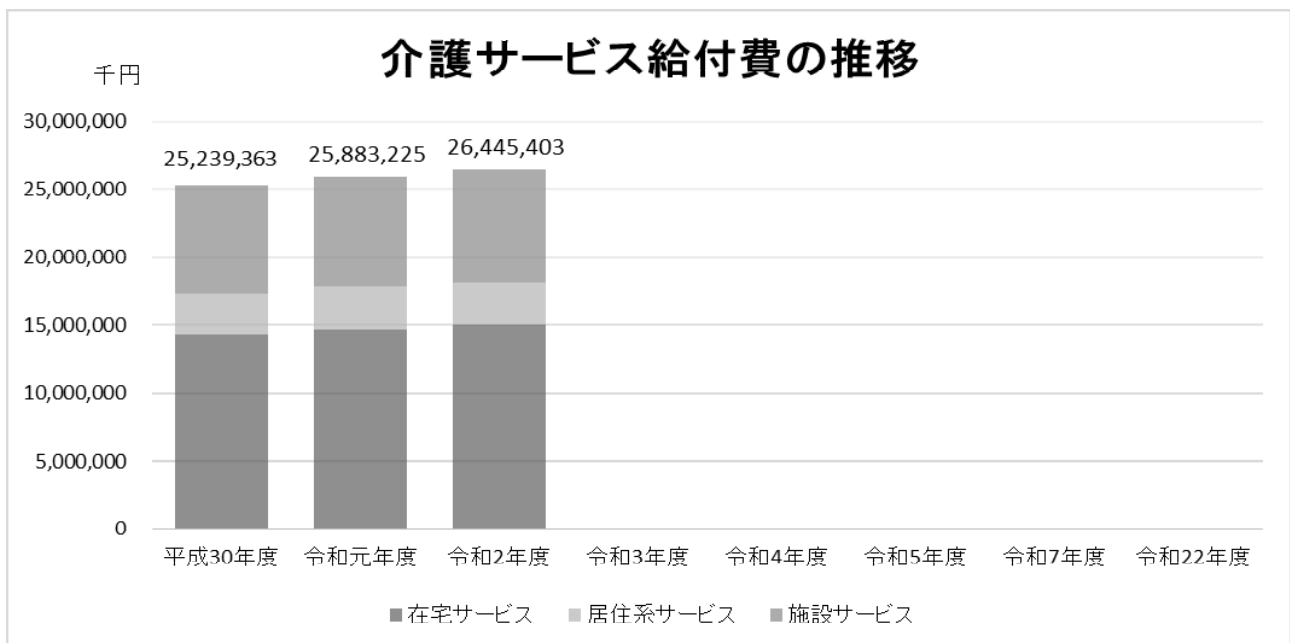
単位:各項目の()内

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)					
訪問入浴介護	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)					
訪問看護	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)					
訪問リハビリテーション	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)					
居宅療養管理指導	給付費(千円)					
	人数(人)					
通所介護	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)					
通所リハビリテーション	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)				検討中	
短期入所生活介護	給付費(千円)					
	日数(日)					
	人数(人)					
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)					
	日数(日)					
	人数(人)					
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)					
	日数(日)					
	人数(人)					
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)					
	日数(日)					
	人数(人)					
福祉用具貸与	給付費(千円)					
	人数(人)					
特定福祉用具購入費	給付費(千円)					
	人数(人)					
住宅改修費	給付費(千円)					
	人数(人)					
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)					
	人数(人)					
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)					
	人数(人)					
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)					
	人数(人)					
地域密着型通所介護	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)					
認知症対応型通所介護	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)				検討中	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)					
	人数(人)					
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)					
	人数(人)					
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)					
	人数(人)					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)					
	人数(人)					
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)					
	人数(人)					

(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)					
	人数(人)					
介護老人保健施設	給付費(千円)					
	人数(人)					
介護医療院	給付費(千円)					
	人数(人)					
介護療養型医療施設	給付費(千円)					
	人数(人)					
(4) 居宅介護支援						
		給付費(千円)				
		人数(人)				
合計		給付費(千円)				

検討中

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
合計					
在宅サービス					
居住系サービス					
施設サービス					



項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
給付費					
介護サービス費					
介護予防サービス費					
特定入所者介護サービス費					
高額介護サービス費			検討中		
高額医療合算介護サービス費					
審査支払手数料					
地域支援事業費					
介護予防・日常生活支援総合事業費					
包括的支援事業・任意事業費					
合計					

- 介護サービス費 = 要介護認定者のサービス給付
 介護予防サービス費 = 要支援認定者のサービス給付
 特定入所者介護サービス費 = 施設入所者などの食費・居住費を給付
 高額介護サービス費 = 利用者負担額が高額となった場合に一定額を超えた分を給付

 高額医療合算介護サービス費 = 医療と介護の合算額が高額となった場合に一定額を超えた分を給付

 審査支払手数料 = 介護給付費の審査・支払にかかる手数料
 地域支援事業費 = 要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進する事業、要支援者に対する予防サービス等

【制度改正に伴う影響額】

- ・介護報酬の改定
- ・特定入所者介護サービス費に係る負担限度額の引上げ
- ・高額介護サービス費の上限額の引上げ

【地域支援事業の量の見込】

※検討中

3 介護保険料の算定

第8期計画期間における介護保険サービスにかかる給付費などの見込量をもとに、本市の第1号被保険者が負担する介護保険料を算定します。

介護保険料は、中期的に安定した財源確保を可能にするという観点から、計画期間である3年間の介護保険事業に要するサービス給付費等の見込額をもとに算定することとなっているため、原則として3年間を通じて同一の保険料率を設定することとなります。介護保険料（基準額）の算定式は、次のとおりです。

$$\frac{\text{介護保険事業に要する額の見込み} \times \text{第1号被保険者の負担率（※）}}{\text{第1号被保険者の人数}}$$

※第8期の負担率=23%

第8期の介護保険料（基準額）について、上記の算定式あてはめて算出すると、年額 円（月額 円）となり、第7期に比べて年額 円（月額 円）の○額となります。その主な要因として、・・・

第8期の介護保険料（基準額）	年額	円
	月額	円

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
給付費等および地域支援事業費の見込額 A				
第1号被保険者負担分 B (A×23%)				
調整交付金調整額 C				
財政調整基金取崩額 D				
保険料収納必要額 E (B-C-D)				
保険料収納率 F	検討中			
賦課総額 G (E÷F)				

第1号被保険者数	
所得段階別加入割合補正後の被保険者数 H	

第8期保険料(基準額) (G÷H)	年額
	月額

所得段階別加入割合補正後の被保険者数は、第1号被保険者数を所得段階に応じて補正して算出するものであり、それぞれの所得段階の基準額に対する割合（保険料率）に、第1号被保険者数を乗じて得た数を合計した数となります（下表参照）。

これは、実際には被保険者全員に基準額が適用されるものではないので、基準額を算出するためには、所得段階を加味した被保険者数を用いることが必要となるためです。

所得段階	基準額に対する割合(A)	第1号被保険者数(人)				補正後(人) (A×B)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	計(B)	
1	0.50				0	0
2	0.70				0	0
3	0.75				0	0
4	0.90				0	0
5	1.00				0	0
6	1.20				0	0
7	1.30				0	0
8	1.50				0	0
9	1.60				0	0
10	1.70				0	0
11	1.75				0	0
12	1.80				0	0
計		0	0	0	0	0

介護保険料（基準額）は、所得段階が第5段階の金額であり、各所得段階別の保険料は、下表のとおりです。なお、国標準では、9段階の設定となっていますが、本市では、基準額の上昇を抑制するため、次の措置をとっています。

- ①低所得者の負担を軽減するため、第2段階の基準額に対する割合を国標準よりも0.05低く設定している。
- ②平成30年度の税制改正に伴う合計所得金額への影響を考慮し、第6段階以上の基準所得金額に10万円ずつ上乘せしている。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料 (年額)
1	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、 世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入＋合計所得が80万円以下	0.50	
2	世帯員全員が市町村民税非課税で 本人の公的年金収入＋合計所得が80万円超120万円以下	0.70	
3	世帯員全員が市町村民税非課税で 本人の公的年金収入＋合計所得が120万円超	0.75	
4	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者がいる場合)で 本人の公的年金収入＋合計所得が80万円以下	0.90	
5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者がいる場合)で 本人の公的年金収入＋合計所得が80万円超	1.00 (基準額)	検討中
6	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が130万円未満	1.20	
7	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が130万円以上160万円未満	1.30	
8	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が160万円以上190万円未満	1.50	
9	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が190万円以上260万円未満	1.60	
10	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が260万円以上310万円未満	1.70	
11	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が310万円以上410万円未満	1.75	
12	本人が市町村民税課税で本人の合計所得が410万円以上	1.80	

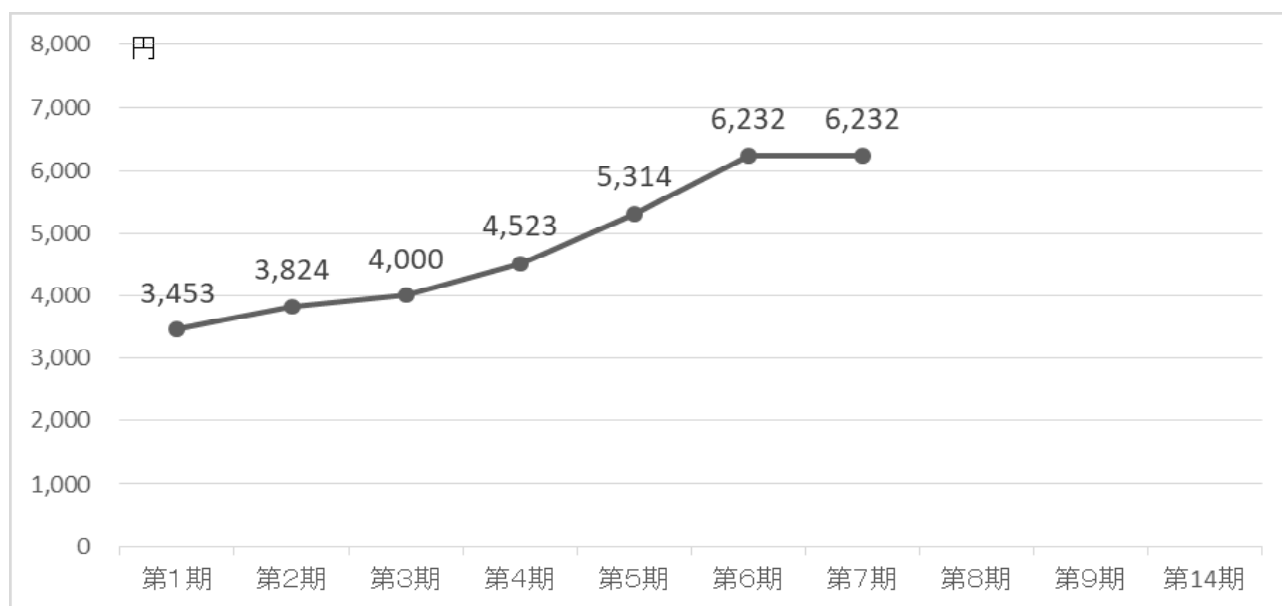
また、国は、令和元年度の消費税率の引上げに伴う低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けています。具体的には、第1段階から第3段階までの基準額に対する割合について、前ページの表にかかわらず、次のように軽減しています。

なお、軽減に必要な費用は、国が1/2、県と市が1/4ずつを負担することとしています。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料(年額)
1	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入+合計所得が80万円以下	0.30	
2	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入+合計所得が80万円超120万円以下	0.45	
3	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入+合計所得が120万円超	0.70	

平成12年度の介護保険制度開始以来、介護保険料は上昇を続けています。

▼ 介護保険料（月額標準額）の推移



※第9期以降は、現時点での見込額です。

参考資料

1 第10次秋田市高齢者プラン・第8期秋田市介護保険事業計画の策定過程
スケジュール

2 策定委員

秋田市社会福祉審議会高齢者専門分科会・介護保険運営協議会委員名簿

3 関係例規

秋田市社会福祉審議会条例

秋田市社会福祉審議会運営要綱

秋田市介護保険運営協議会設置要綱